

健康保険証は (令和7年2月時点)
12月2日以降新たに発行されなくなりました

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行しています。ただし移行後も、
 お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご利用ください！

よくある質問

Q 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。

A 職員等が、必要な支援を行うことは、差し支えありません。
 ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く必要の支援を行うことは、差し支えありません。

Q 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいらっしゃるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。

それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいいの？
 詳しくは裏面に

**マイナ保険証をお持ちでなくても
 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます**

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
 ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、関係保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、従来の健康保険証の有効期限がされる前に「**資格確認書**」を無償で申請によらずお届けします。ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月までの暫定的な適用として、従来の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**

0120-95-0178
 受付時間：平日 9時30分～17時30分
 土日祝日 9時30分～17時30分

PDF 配慮が必要な方向け [520KB]

修学旅行等の学校行事等における資格確認や保育所の園児等の資格確認の方法について

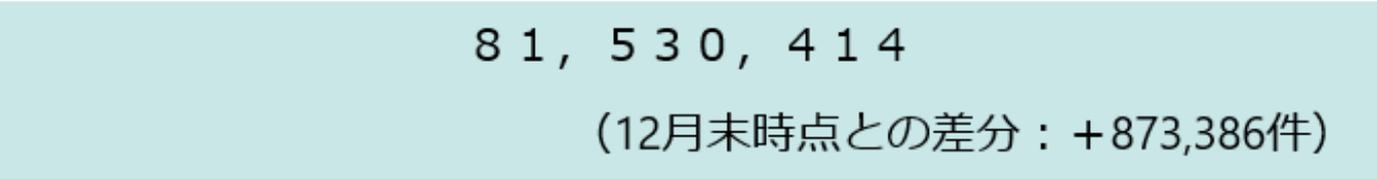
修学旅行等の学校行事、部活動の合宿・遠征等において児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易でない場合（幼少のため管理が難しい場合等）や、保育所、認定こども園、幼稚園で保育士等が保護者に代わって園児等を連れて医療機関等を受診する必要が生じた場合には、あらかじめ預かっておいたマイナポータルから取得できるPDFファイル（印刷物も可）や資格情報のお知らせ（写しも可）を提示するといった柔軟な取扱いも可能です。詳細は以下の事務連絡をご参照下さい。

PDF [【事務連絡】「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」の一部改正について \[995KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

マイナンバーカードの健康保険証利用登録件数

(2025年1月31日時点)



よくある質問

Q1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。

A1. マイナ保険証には、過去のお薬の履歴や健診情報などの提供に同意していただくことで、正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくとも、外来の窓口で限度額を超える支払の免除が受けられる（※1）などのメリットがあります。

また、マイナポータルから保険医療・調剤を受けた記録（※2）を確認することができるため、確定申告等において、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きが行えます。

※1）ただし、同一月・同一医療機関の支払に限ります。

※2）保険診療分であっても、例えば、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もありますので、ご注意ください。詳しくは、[マイナポータルのよくあるご質問（外部リンク）](#)をご覧ください。

Q2. 従来の健康保険証はいつまで利用できますか。

A2. 令和6（2024）年12月2日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行しておりますが、12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間（※）、引き続き使用できます。また、

・12月2日以降は、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元がない方などには、従来の健康保険証の有効期限内に資格確認書が順次交付され、これまで通り医療にかかることができます。

※有効期限が2025年（令和7）年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。

もっと見る



国・地方共通相談チャットボット（Govbot）

マイナンバーカードの保険証利用を含めたよくある質問は、以下のチャットボットでもお尋ねいただけます。

（※画像をクリックすると外部サイトに移動します。）